

広島県告示第二百六十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百七十六号）第十六条第一項の規定によって、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和四管理年度における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第四項の規定によって、公表する。

令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特定水産資源の名称	知事管理区分の名称	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	広島県くろまぐろ（小型魚）漁業	〇・二トン
くろまぐろ（大型魚）	広島県くろまぐろ（大型魚）漁業	一・〇トン